

大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する意見対応表（案）

実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学機関別認証評価実施大綱（案）の変更箇所
<p>選択的評価基準の位置付けに関する意見</p> <p>○選択的評価基準の一つである「研究活動の状況」の基準，趣旨，基本的な観点が新たに設定されるに至った。機構の大学評価基準では，教育活動を中心とした大学の総合的な状況の評価を実施するとの基本的な方針から，「研究活動」については大学評価基準（基準3及び5）において，教育活動と関連する側面（教育のための研究活動という観点）から評価を行うとされている。</p> <p>たしかに，文部科学大臣が評価機関を認証する際の基準（認証基準）では，研究活動に関する単独の評価事項を求めているが，第一に，機構の当該選択的評価基準の趣旨において，「大学は，現在の研究活動や研究成果の状況及び社会・経済・文化の領域への効果についての的確に把握し，研究活動の改善や向上を図り，それらを社会に対して広く示していくことを求められている」旨を自ら提示していること，第二に，過日公表された中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において提言されている，高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化が進んだとしても，大学院研究科を設置する大学等においては，当該大学等の研究活動に対する自己点検・評価を通じた研究レベルや効果等の検証とその公開が，納税者や学費負担者等に対するアカウンタビリティの一環として不可欠であること，などから，少なくとも大学院研究科を設置している大学等については，研究者養成大学院，高度専門職業人の輩出のための大学院または専門職大学院，の各々に求められる研究活動の状況に対する自己点検・評価と，その結果についての認証評価を通じた客観性・妥当性の担保が肝要であると考えられる。</p> <p>この「研究活動の状況」についての基準を，一律に選択的評価基準とすることの説明を明確にし，部分必修的な基準とすることの可能性等について検討されることを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">（大学基準協会）</p> <p>○教育活動に対する評価について特に問題はありません。</p> <p>ただし，教育研究水準の維持及び向上を目的とした評価をすると謳っていながら，評価の基本的</p>	<p>対応案：機構の認証評価の方針，大学評価基準の内容をより明確にするために，修正を施した。</p> <p>理 由：機構の認証評価は，教育活動を中心として大学の教育研究，組織運営及び施設設備の総合的な状況の評価を実施するものであり，その中で，例えば，基準5において，大学院課程，専門職大学院課程について基本的な観点を設定し，それぞれに必要な教育活動と関連する側面からの研究活動について評価を行う。</p> <p>しかし，教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動については，大学の目的に照らして大学自らが重要と判断する場合に，選択的評価基準A「研究活動の状況」を希望することによって，評価を行うことが可能である。</p> <p>また，選択的評価基準は11の基準とは異なり，基準を満たしているかどうかの判断ではなく，大学が有する目的の達成状況等について評価するため，11の基準とは区別されるものである。</p>	<p>II 評価の方針</p> <p>(1) 大学評価基準に基づく評価 この評価は，大学評価基準に基づき，各大学の教育研究活動等の総合的な状況について，基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。</p> <p>(2) 教育活動を中心とした評価 この評価は，全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや，評価の国際的動向等を勘案し，教育活動を中心として大学の<u>教育研究活動等の総合的な状況の評価</u>を実施します。</p> <p>なお，大学の希望に応じて，教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動の状況や<u>正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況</u>についても，<u>大学の希望に応じて評価を実施</u>します。</p> <p>IV 大学評価基準の内容</p> <p>(1) 大学評価基準は，教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するために，11の基準及び選択的評価基準で構成されています。</p> <p>(2) 11の基準は，大学の<u>教育研究活動等の総合的な状況</u>を考慮し，機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されており，全ての大学を対象としています。</p> <p>また，選択的評価基準は，11の基準とは異なる側面から大学の活動を評価するために，<u>教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい「研究活動の状況」</u>や，及び<u>「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」</u>を設けており，希望する大学を対象としています。</p>

な方針では、「(2) 教育活動を中心とした評価」で教育活動についての評価が強調されており、「研究活動の状況も教育面から評価する」としています。このことは大学における研究活動の意義を重視していない評価方針ではないかと強く懸念されます。(国立大学附置研究所・センター長会議)

○大学にあっては、学校教育法において、「深く専門の学芸を教授研究し」という文言がその設置目的に掲げられています。従って、教育活動の評価とともに研究活動の評価も重要であろうと考えます。その点からすると、研究活動が「選択的評価基準」として配置されており、「研究活動評価を受けるか否かは」大学の裁量によって「選択」できることになっています。このことについては、必ずしも理解できるものではありません。「選択的評価基準」ではなく「評価基準」に入れられるべきではないでしょうか。

評価基準の「はじめに」において「教育活動を中心とした総合的な状況の評価する」と述べられていますが、そうであれば、「研究活動の評価」は行わなくても良いことになるのでしょうか。

(機構運営委員会委員)

○既存の評価基準に加えて、選択的評価基準を加えることは、大学の独自性を積極的に評価する上で有効と考えられる。ただし、今回示されている基準は、いわゆる研究大学か教育大学としての特化した機能を評価基準によって分類しようとするような誤解を与えるのではないか。また、認証評価が実施されて間もない段階で、このような基準を導入することの必要性を検討すべきではないか。

(国立大学協会)

対応案：原案どおりとする。

理由：選択的評価基準は、各大学の個性の伸長に資するよう、11の基準とは異なる側面から大学の活動を評価するものである。選択的評価基準A「研究活動の状況」についても、そのような意図から設定するものであり、大学を分類する意図はない。

また、この評価の実施は、機構が認証評価を実施する当初から予定されていたものであり、評価体制や実現可能性等を含め委員会等で検討を行い、その結果、平成18年度実施分から新たに設けるものである。

以上のことから、原案どおりとする。

○今回提示の案では、「選択的評価基準」を選択した上で認証評価を受ける場合とそうでない場合とで、評価の結果やその効力等において、どのような差異が生ずるのか、という点に係る説明が必ずしも十分になされていない観が見受けられる。

仮に、「研究重視」をミッションとして掲げる大学の場合、選択的評価基準であるとはいえ、当該大学の「自主的判断」の結果として「選択的評価

対応案：原案どおりとする。

理由：選択的評価基準A「研究活動の状況」の評価を希望した上で認証評価を受けた場合には、認証評価結果（大学評価基準を満たしている、満たしていない等）と基準ごとの評価とともに、選択的評価基準に係る評価結果が評価報告書に記載され、社会に公表される

基準A「研究活動の状況」の評価を受けることが、事実上、強制されることとなるのか。そうして、そのミッションに照らして、当該大学の研究活動の質や水準が厳格に評価され、果たして標榜どおりの「研究大学」か否かの判定が下されるということになるのか。

もし、そうであれば、選択的評価基準という文言にかかわらず、それぞれの大学の掲げる理念・目的のいかんによっては、それはオプションの余地のない、言わば義務的評価基準として作用し、その部分に係る評価結果が当該大学の今後の活動に重大な影響を及ぼすことになるものと思われる。
(国立大学協会)

ことになる。当該基準における評価を希望しない場合でも、認証評価結果等は何ら変わるものではなく、また、選択的評価基準の希望の有無に関わらず認証評価を受けることで法令上は問題ないものである。

選択的評価基準は、大学の希望に基づいて評価を実施するものであり、また、当該基準においては大学が有する目的の達成状況等を評価するものであって、機構が対象大学を「研究大学」か否かと判定を下すわけではない。

以上のことから、原案どおりとする。

	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学機関別認証評価実施大綱（案）の変更箇所
II 評 価 の 基 本 的 な 方 針	<p>○（２）教育活動を中心とした評価につき、「・・・評価の国際的動向等を勘案し・・・」とは、独立行政法人大学評価・学位授与機構が海外の大学・公的研究機関等から情報収集を行い、それらの動向把握を行い、その上で国内大学の評価を行われるという事でしょうか？国際競争力を問われる昨今、是非相対比較を行い、予算や人員の重点化を行う方策も必要かと考えます。 (国立大学教育研究評価委員会委員)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。 理 由：「評価の国際的動向等を勘案し」とは、諸外国の評価機関における評価基準等の内容を参考にしたことを意味した記述である。以上のことから、原案どおりとする。</p>	
	<p>○今後は、大学における研究活動を、教育活動の一部として捉えるのではなく、学術・文化および産業を発展させる研究そのものとして重視・評価する方針を明確にした上で、各研究機関の研究内容に関してしっかりしたピアレビューを実施し、これを評価と資源配分に反映するようにしていただきたい。(国立大学附置研究所・センター長会議)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。 理 由：認証評価は、大学の教育研究水準の向上に資するための制度であり、予算配分に直結するものであるとは想定していない。以上のことから、原案どおりとする。</p>	

	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学機関別認証評価実施大綱（案）の変更箇所
V 評 価 の 実 施 方 法	<p>○「(1) 評価プロセスの概要」(実施大綱p. 3-4)の文中には、「11の基準」について記述された文中に「選択的評価基準」についての記述が混在しているため、わかりにくい。「選択的評価基準」を別項目で示すなど文章の整理を検討いただきたい。</p> <p>○「①大学における自己評価」(実施大綱p. 3)の文中には、「選択的評価基準」に関する実施方法が記入されていないため、11の基準と同じ実施方法であることが想定される。一方、①を受けて行われる「②機構における評価」(実施大綱p. 3-4)には、「11の基準とは異なり、各大学が有する目的の達成状況等について評価する」ことが記入されており、「大学における自己評価」と「機構における評価」の実施方法が不連続な印象を受ける。 (国立大学協会)</p>	<p>対応案：意見の趣旨を踏まえ、修正を施した。</p>	<p>(1) 評価プロセスの概要 評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。</p> <p>① 大学における自己評価 各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。 自己評価は、11の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。また、各大学の優れた点、改善を要する点などを評価し、記述します。 選択的評価基準に係る自己評価については、11の基準ごとの自己評価に準じますが、上記に加え、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況の判断を行います。</p> <p>② 機構における評価 (i) 11の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。 なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び大学が独自に設定した観点の分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行います。 また、選択的評価基準においては、11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価を行います。</p> <p>(ii) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。選択的評価基準についても同様の指摘を行います。</p> <p>(iii) 大学全体として、11の基準の全てを満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。 また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を</p>

公表します。
(iv) 選択的評価基準については、11の基準における評価に準じますが、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価します。

○「……11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。」とあるが、「基準を満たしている」と「目的の達成状況」との区別が曖昧である。例えば、「……11の基準とは異なり、各大学が自主的に設定した目的からみて、提示されている観点に関わる達成状況がいかなるものであるかを、評価することが求められています。」などとしてはどうか。(国立大学協会)

対応案：原案どおりとする。

理由：11の基準及び選択的評価基準の自己評価の方法については自己評価実施要項に、その自己評価結果の分析方法については評価実施手引書に明記しているところであり、『基準を満たしていること』と『目的の達成状況』との区別についても、自己評価実施要項及び評価実施手引書に明記されている。
以上のことから、原案どおりとする。

○「選択的評価基準」は「11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価すること」(実施大綱p.4, 大学評価基準p. i 及びp.26)とされているが、このことが評価の際に「基本的な観点」とどのように対応しているかが不明瞭であるので、文章を整理し明示するようご検討いただきたい。例えば、「(1) 評価プロセスの概要」(実施大綱p.3-4)の文中に、「選択的評価基準」の評価を行う際の「基本的な観点」の扱いについて明示することが必要と考えられる。(国立大学協会)

対応案：原案どおりとする。

理由：基本的な観点ごとの分析をどのように目的の達成状況の判断に結び付けるかなどの、具体の自己評価の方法については、自己評価実施要項に明記しているところである。
以上のことから、原案どおりとする。

	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学機関別認証評価実施大綱（案）の変更箇所						
VII 評価のスケジュール	<p>○「評価のスケジュール」(P.5) に関して、機構による評価結果の通知後、大学からの文書による意見の申立てだけでなく、双方が直接意見交換する機会を制度として設けていただきたい。 (国立大学協会)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理 由：意見の申立ての手續については、学校教育法第69条の4第2項第3号の規程に基づき、文書による意見の申立ての機会を設けているものであり、意見の申し立て及びその対応については、双方とも評価報告書に掲載し広く社会にも公開することから、評価結果の正確性と評価プロセスの透明性が確保されると考えている。 以上のことから、原案どおりとする。</p>							
IX 評価費用	<hr/>	<p>字句の修正を行った。</p>	<p>(1) 評価を実施するに当たって、以下の評価手数料を徴収します。</p> <table border="0"> <tr> <td>基本費用</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>1学部当たり</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>1研究科当たり</td> <td>20万円</td> </tr> </table> <p>① 独立大学院の研究科については、1学部当たりの評価手数料を徴収します。</p> <p>② 学部(研究科)には、学部(研究科)以外の基本組織を含みます。</p> <p>(2) 評価手数料の納付手續き、「選択的評価基準」、及び「追評価」等に係る評価手数料、及びその他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。</p>	基本費用	200万円	1学部当たり	30万円	1研究科当たり	20万円
基本費用	200万円								
1学部当たり	30万円								
1研究科当たり	20万円								
X 評価の時期	<p>○平成18年度受審で準備しているが、選択評価の同時受審の準備が間に合わないことも考えられることから、「選択的評価A、Bを本体の基準1から11までの審査とは別に分離して受けられる」措置も検討していただきたい。(国立大学協会)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理 由：機構の認証評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施するとの基本方針から、11の基準とは別に希望される選択的評価基準も含めて大学の教育研究活動等の総合的な状況として、同一年度に評価を行うことが適切であるとする。 以上のことから、原案どおりとする。</p>							

<p>X III 大学 評価 基準 等 の 変 更 手 続 き</p>	<p>○大学機関別認証評価実施大綱案「X III 大学評価基準等の変更手続き」(7頁)中、「なお、選的評価基準については、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選的評価基準を設けることなども考えられます。」と記述されているが、今後、新たな選的評価を設けられる予定は具体的にあるのかお伺いしたい。 (国立大学協会)</p>	<p>回 答：選的評価基準 A, B 以外の選的評価基準を追加することについては不断の見直しと改善を行っていく過程で想定されるが、現在のところ具体的な予定はない。</p>	
---	--	---	--